

特種電気工事資格者における実務経験証明書への記入についてのお願い

九州産業保安監督部 電力安全課

1. 概要

実務経験証明書の「職務の内容」欄には、従事された電気に関する工事の具体的な内容（工事名、従事期間等）を記載例（ネオン工事は P.4、非常用予備発電装置は P.5）を参考に記入してください。なお、工事毎の従事期間が通算 5 年以上となるように記載してください。「職務の内容」欄に記入しきれない場合は別紙に記載していただいても結構です。

2. 「5 年以上の実務の経験」とは

電気工事士（第 1 種・第 2 種電気工事士、旧電気工事士も含む）であって、免状の交付を受けた後に電気に関する工事に 5 年以上（=1260 日以上）の実務の経験（正味に携わった期間、建物全体の工事期間ではありません。）が必要となります。これは、電気工事士免状取得後「5 年以上経過した」ということではありません。

3. 実務経験の対象となる電気工作物・工事

(1) ネオン工事

① 対象となる電気工作物

- ・ 一般用電気工作物等
- ・ **電気事業法第 38 条第 4 項に規定する**自家用電気工作物（電気工事士法第 2 条第 2 項で定義する「自家用電気工作物」を除く）

② 対象となる工事

- ・ ネオン用として設置される分電盤、主開閉器（電源側の電線との接続部分を除く。）、タイムスイッチ、点滅器、ネオン変圧器、ネオン管とこれらの附属設備の設置・変更工事

(2) 非常用予備発電装置工事

① 対象となる電気工作物

- ・ 電気工事士法第 2 条第 2 項で定義する「自家用電気工作物」を除く電気工作物

② 対象となる工事

- ・ 非常用予備発電装置として設置される原動機、発電機、配電盤（他の需要設備との間の電線との接続部分を除く。）とこれらの附属設備の設置・変更工事

(3) 注意事項

- ・ **600 V 以上で受電している需要設備における工事を実務経験とする場合、需要設備の最大電力が 500 kW 以上であることを確認してください。**

需要設備の最大電力の確認のお願い

電気工事士法では、需要設備は600V以上で受電かつ最大電力500kW未満のものを「自家用電気工作物」と定義しています（電気工事士法第2条第2項）。上記の設備に係る特殊電気工事（経済産業省令で定めるものを除く）を行うには、特種電気工事資格者の資格が必要となります（電気工事士法第3条第3項）。

よって、**認定申請において、上記に該当する電気工事は実務経験とは認められません（電気工事士法第3条違反となります）。そのため、600V以上で受電している需要設備での工事を実務経験とする場合は最大電力が500kW以上であることを必ず確認して下さい。**

法令違反の事実が確認された場合は、厳正に対処します。

なお、この規程は平成2年8月以降に行われた工事が対象です。それ以前の工事は含まれません（この場合での実務を挙げていただく際に、実務経験の期間が平成2年8月をまたぐ場合には、必ずその区切りを明記して記載して下さい）。

4. 記載要領

- ・ 工事名は「～(株) (の) …ビル」と所有者と建物名を記入して下さい。
- ・ 所在地の市町村名を工事名の下に記入して下さい（政令市は区まで）。
- ・ 従事期間中、各電気工事に従事した正味の日数を従事日数として積算し、「(内〇〇日)」と記入して下さい。
- ・ 代表例として挙げていただく工事件数で以外の従事期間における電気工事实績の件数は、例えば「その他〇〇件」のように記入して下さい。
- ・ 従事したすべての工事の合計日数を「延べ従事日数〇〇日」と記入してください。

実務経験証明書における証明者についての注意

個人経営をされている方は、**申請者ご本人は実務経験証明書の証明者にはなれません。**

この場合は、

- ・ 所属されている各都道府県電気工事業工業組合の代表者、またはその他これに類する法人格を有する団体の代表者
- ・ 複数の電気工事業者等

のいずれかの方を証明者として、その方（々）の氏名および印章（法人の場合：代表者印、個人経営の場合：個人の実印）等をいただいで下さい。

複数の方から証明をいただく場合、実務経験証明書が2通以上になっても構いません。

5. 提出前のお願い

実務経験証明書の下書きが完成した段階（証明書の証明者の氏名、押印を受ける前）で**実務経験の事前確認**を当課までお願いいたします。

その際には、メール又はFAXにて下記連絡先まで送付して下さい。内容を確認のうえ、担当者からご連絡いたします。

（注意）

- ・ 送付いただくのは「実務経験証明書」の部分のみで結構です。
- ・ 必ず連絡先の明記をお願いします。

メール・FAX 送付先／問い合わせ先
九州産業保安監督部 電力安全課 技術係
TEL：092-482-5522、FAX：092-482-5973
E-mail：bzl-kyushu-hoangijyutsu@meti.go.jp

＜参考・記載例＞ネオン工事

ふりがな	きゅうしゅう たろう		生年	昭和 63年 4月 4日	
氏名	九州太郎		月日		
現住所	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 (TEL 092-482-XXXX)				
現在の勤務先の名称及び所在地	名称	九州産業保安株式会社 (TEL 092-482-XXXX)			
	所在地	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1			
実務経験の期間及び内容					
所属部署及び役職名	期間	職務の内容			
本社営業部 工事課係員	平成 20年 4月 1日	(平成 18年 10月電気工事士免状取得) 左記の期間中に、ネオン電気設備の新設及びネオン管、ネオントランスの取替工事、〇〇工事等 95 件に作業員として従事した。 (代表例) 工事件名 (実施場所) 従事期間 【一般用電気工作物】 ・(株)経産 産業ビル 〇〇工事 (福岡市中央区) H.20.4.10～H.20.5.26 (内 20 日従事) ・(株)経産 経産ビル 〇〇工事 (〇〇市) H.20.6.1～H.20.10.31 (内 80 日従事) 【自家用電気工作物】 ・〇〇(株) 〇〇ビル 〇〇工事 (〇〇市) 最大電力 600kW H.20.11.4～H.20.11.18 (内 10 日従事) ・〇〇(株) 〇〇ビル 〇〇工事 (〇〇市) 最大電力 950kW H.21.1.4～H.21.5.31 (内 70 日従事) その他 91 件 (延べ従事日数 〇〇日)			
	～ 令和 8年 3月 31日				
通算期間	18年 0月				
上記のとおり、実務経験を有することを証明します。 令和 8年 4月 1日 所在地 〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 事業所名 九州産業保安株式会社 (福岡県知事登録第 XXXX 号) 代表者氏名 代表取締役 実務有男 (代表者印) (法人以外の場合は任命権者等の氏名・印及び印鑑証明を添付のこと)					

最大電力が 500 kW 以上であることを必ず確認。

所在地は市町村名 (政令市は区まで)

実際の従事期間を日単位で記入して下さい

欄内に収まらない場合は別紙に記載されても結構です。2 枚以上となる場合はページ間に代表者印で割印を押印してください。

電気工事業の登録又はみなし届出番号の記入をお願いいたします (建設業の許可番号ではありません)

＜参考・記載例＞非常用予備発電装置工事

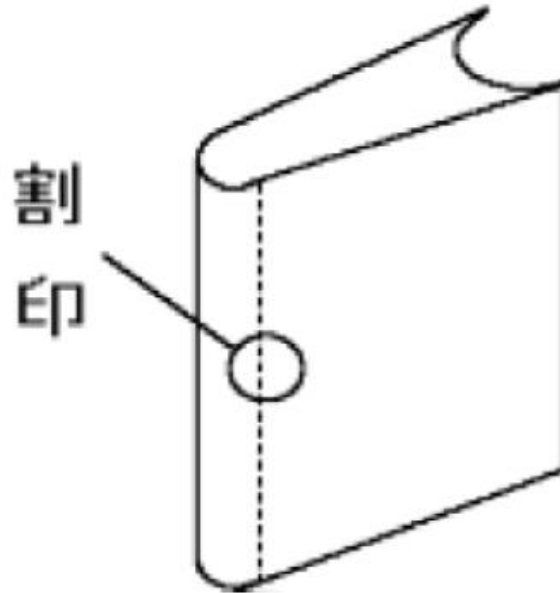
ふりがな	きゅうしゅう たろう		生年	昭和 63年 4月 4日	
氏名	九州太郎		月日		
現住所	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 (TEL 092-482-XXXX)				
現在の勤務先の名称及び所在地	名称	九州産業保安株式会社 (TEL 092-482-XXXX)			
	所在地	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1			
実務経験の期間及び内容					
所属部署及び役職名	期間	職務の内容			
本社営業部 工事課係員	平成 20年 4月 1日	(平成 18年 10月電気工事士免状取得) 左記の期間中に、非常用予備発電装置の原動機の設置工事、〇〇工事等 204件に作業者として従事した。 (代表例) 工事件名 (実施場所) 非常用発電機 従事期間 【一般用電気工作物】 ・〇〇公民館 〇〇工事 出力 H.20.4.10～H.20.4.20 (福岡市中央区) 5kW (内 5日従事) ・〇〇工場 〇〇工事 8kW H.20.5.1～H.20.5.15 (〇〇市) (内 5日従事) 【自家用電気工作物】 ・〇〇(株) 〇〇工場 〇〇工事 100kW H.20.11.4～H.20.11.18 (〇〇市) 最大電力 600kW (内 10日従事) ・〇〇(株) 〇〇ビル 〇〇工事 200kW H.20.12.1～H.20.12.26 (〇〇市) 最大電力 950kW (内 15日従事) その他 200件 (延べ従事日数 〇〇日)			
	～ 令和 8年 3月 31日				
通算期間	18年 0月				
上記のとおり、実務経験を有することを証明します。		欄内に収まらない場合は別紙に記載されても結構です。2枚以上となる場合はページ間に代表者印で割印を押印してください。			
令和 8年 4月 1日					
所在地	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1				
事業所名	九州産業保安株式会社 (福岡県知事登録第 XXXX 号)				
代表者氏名	代表取締役	実務有男	代表者印	電気工事業の登録又はみなし届出番号の記入をお願いいたします(建設業の許可番号ではありません)	
(法人以外の場合は任命権者等の氏名・印及び印鑑証明を添付のこと)					

実務経験証明書の割印について

実務経験証明書が2枚以上となる場合は、以下のA) またはB) の方法により代表者印で割印してください。

A) 袋とじをする場合

割印は、袋とじ部の表側と裏側の両方に必要です。



B) ホッチキス等で簡易に綴じる場合

割印は、すべての見開きに必要です。

